

須崎市図書館等複合施設整備事業に係る客観的評価の結果について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、須崎市図書館等複合施設整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定したので、PFI 法第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり客観的な評価の結果を公表します。

令和 5 年 5 月 17 日

須崎市長 楠瀬 耕作

1 事業の概要

(1) 事業名称

須崎市図書館等複合施設整備事業

(2) 公共施設等の管理者名称

須崎市長 楠瀬 耕作

(3) 事業の実施場所

(ア) 事業用地

高知県須崎市西糺町

(イ) 敷地面積

14,592 m²

(4) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、事業契約を締結する。

事業方式は、契約事業者が施設整備（設計・建設）を実施し、竣工後、施設の所有権を市に移転する B T 方式とする。

(5) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(6) 事業範囲

① 設計業務

(ア) 事前調査業務

(イ) 設計（基本設計、実施設計）業務

(ウ) 設計業務に伴う各種許認可申請等の手続業務（開発に伴う申請を含む）

(エ) 長期修繕計画書（案）作成業務

(オ) その他、業務を実施するうえで必要な関連業務

② 建設業務

(ア) 建設業務

(イ) 什器・備品等調達設置業務

(ウ) 周辺対策業務

(エ) 建設業務に伴う各種許認可申請等の手続業務

(オ) 所有権移転に伴う申請等の業務

(カ) その他、業務を実施するうえで必要な関連業務

③ 工事監理業務

(ア) 工事監理業務

④ 引継ぎ支援業務

(ア) 運営者の本施設の運営・維持管理に係る習熟支援業務

2 優先交渉権者の決定までの経緯

(1) 優先交渉権者の決定方法

本事業は、事業者の民間ノウハウ並びに創意工夫を期待する観点から、事業者の募集及び選定にあたっては、公平性及び競争性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式より行った。

市は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するにあたり、PFI 法第 5 条第 1 項に規定する実施方針の策定、同法第 7 条に規定する特定事業及び同法第 8 条第 1 項の規定による事業者の選定についての審議及び審査を行うため、「須崎市図書館等複合施設整備事業プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会の審査結果を踏まえて優先交渉権者を決定した。

(2) 事業者の募集及び選定スケジュール

日程	内容
令和 4 年 8 月 26 日	実施方針等の公表
令和 4 年 9 月 6 日	実施方針等に関する説明会及び現地見学会の開催
令和 4 年 9 月 26 日～	実施方針等に関する個別対話の実施
令和 4 年 10 月 21 日	実施方針等に関する質問及び意見に対する回答公表
令和 4 年 10 月 31 日	実施方針等に関する個別対話に対する回答公表
令和 4 年 11 月 28 日	第 1 回審査委員会の開催
令和 4 年 12 月 19 日	特定事業の選定・公表
令和 4 年 12 月 20 日	募集要項等の公表
令和 5 年 2 月 3 日	募集要項等に関する質問の回答公表
令和 5 年 2 月 15 日	参加表明書の提出〆切
令和 5 年 4 月 3 日	企画提案書の提出〆切
令和 5 年 4 月 21 日	第 2 回審査委員会の開催
令和 5 年 4 月 29 日	第 3 回審査委員会の開催
令和 5 年 5 月 11 日	第 4 回審査委員会の開催
令和 5 年 5 月 17 日	優先交渉権者の決定

(3) 優先交渉権者の決定

(ア) 参加表明者

3 グループから入札参加資格確認申請に関する書類の提出があり、入札説明書等の書類

に基づき入札参加資格の確認を行った結果、当該応募グループの入札参加資格が認められていることを確認した。

(イ) 優先交渉権者

市は、審査委員会の審査結果を踏まえて、以下のグループを優先交渉権者として決定した。

参加種別	グループの構成員
代表企業	株式会社合田工務店
構成企業 (代表企業を除く)	荒川電工株式会社 株式会社高知クリエイト
協力企業	株式会社佐藤総合計画 関西オフィス 有限会社艸建築工房 有限会社須崎建工 有限会社矢野工務店 有限会社梅原建設 株式会社内田洋行 大阪支店

(ウ) 提案価格

¥2,999,851,800－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 市の財政負担額の比較

本事業について、市が直接実施する場合の市の財政負担額と、優先交渉権者の提案に基づくPFI事業として実施する場合の市の財政負担額を、事業期間全体を通じてそれぞれ算出したうえで比較した結果、PFI事業として実施することで、市の財政負担額は次のとおり約13.2%縮減することが見込まれる。

	市が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
指 数	100.0	86.8